

「高知県営業時間短縮要請協力金」に関するよくあるお問い合わせ

Q 1 時短要請は何に基づくものか。

A 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項によるものです。

Q 2 時短要請は強制的なものか、罰則等はあるのか。

A 罰則は定められておらず、あくまでも協力をお願いするものです。

Q 3 時短要請の対象となる店舗は。

A 「高知県営業時間短縮要請協力金申請等要項」の【別表1】対象施設に記載されている業種で、食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」等の必要な許認可等を受けて、対象地域（高知市、四万十市）で営業している店舗が対象です。

Q 4 なぜ今回は、高知市、四万十市のみののか。

A 社会経済活動への制約は必要最小限にしたいという思いから、人口当たりの感染者が多い高知市と四万十市を時短要請の対象地域としました。

Q 5 年末年始は時短要請が延長になったが、今回は延長の見込みはないのか。

A 現在要請している2週間の期間で、収束が見通せる状況になるよう最大限努力してまいります。事業者の皆様もできる限りのご協力をお願いします。

Q 6 県外の事業者が県内で店舗を運営している場合は支給対象となるか。

A 対象地域（高知市、四万十市）の店舗が支給対象となります。

Q7 協力金はどのような事業者が対象か。

A 時短要請を行った日（令和3年5月24日）以前から飲食店営業許可をはじめ、必要な許認可等を取得の上、対象地域（高知市、四万十市）で飲食サービスを提供する店舗を運営している事業者です。

なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有又は長期賃貸借し、常時滞在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

Q8 協力金はいくら受け取れるか。

A 個人事業主又は中小企業の方であれば、1店舗当たり最大35万円から105万円までとなります。ただし、大企業等の場合は、最大280万円までとなります。（中小企業等の方でも売上減少額に応じて、最大280万円の可能性もあります。）

Q9 なぜ今回は、売上額や減少額に応じた支給としたのか。

A 時短要請の協力金に対する国の交付金の制度が、前回（12/16～1/11）時点とは異なり、売上高や売上高の減少額に応じたものとなっていることを踏まえ、本県の厳しい経営環境に応じた協力金とするための算定方式を採用しました。

Q10 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か。

A 酒類を提供していない店舗も対象となります。

Q11 複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか。

A 営業時間の短縮等に協力いただいた店舗数に応じて協力金を支給します。

Q12 複数の店舗を運営する事業者は、全ての店舗で時短等しなければ協力金をもらえないのか。

A 全ての店舗で時短等することを協力金の支給要件とはしていません。店舗ごとに協力金の支給対象であるかを判断します。一部の店舗のみ申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り時短営業へのご協力をお願いします。

Q13 営業時間の短縮ではなく終日休業した場合、協力金の対象となるか。

- A 従前より営業時間短縮要請の時間帯（午前5時から午後8時）を超えて営業をしている店舗が、終日休業した場合は要請に応じたことになり、対象となります。

Q14 もともとの営業時間が午前10時から午後8時までの店舗が、営業時間を短縮した場合や完全休業した場合に、協力金は支給されるか。

- A もともとの営業時間が、協力要請した時間帯内（午前5時～午後8時）のため、支給されません。

（通常の営業時間）による例

- ・（午前11時～午後9時）の店舗が、午後8時に閉店又は全日休業する場合⇒午後8時を越えて営業しようとしていた事業者のため、支給対象となります。
- ・（午前3時～午後2時）の店舗が午前5時から開店又は全日休業する場合⇒協力要請した時間帯である午前5時の2時間前から営業しているため、支給対象となります。
- ・（午後9時～午前3時）の店舗が全日休業する場合⇒協力要請した時間帯を越えた営業のため、支給対象となります。

Q15 午後8時以降に酒類や料理の提供をせず、引き続き店内にお客様がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになるのか。

- A 時短要請に応じたことになりません。要請は、午後8時に閉店していただくことなので、結果的に午後8時以降に営業状態になっている場合は要請に応じているとはいえません。適切なラストオーダー時間の設定や、お客様への閉店時間の周知などをお願いします。

Q16 認定経営革新等支援機関等とはどのような機関を指すのか。

A 認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法第32条第1項に基づき認定された機関で、税理士事務所、中小企業診断士事務所、商工会、商工会議所、金融機関などになります。具体的には、中小企業庁ホームページでご確認ください。

また、認定経営革新等支援機関以外は、次に掲げる機関となります。

- ・高知信用金庫
- ・土佐信用組合
- ・宿毛商銀信用組合
- ・信用組合広島商銀
- ・四国内の税理士、税理士法人（※1）
- ・高知県内の公認会計士（※1）
- ・高知県内の中小企業診断士（※1）
- ・高知県内の行政書士、行政書士法人（※1）

（※1）認定経営革新等支援機関の登録者以外を含みます。

Q17 各業界のガイドラインを守ることが条件になっているが、どのように対応すればいいか。

A 各業界のガイドラインに決められていることを逸脱せず、しっかり守っていただくことが重要です。

飲食等の場における感染の伝搬を防止するために、とりわけ

- ・アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）
- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底

等が重要です。

Q18 年末年始は飲食店に加えて外出・移動の自粛の影響等に対応する給付金があったが、今回はないのか。

A 県内の経済状況を把握し、事業者のニーズもお聞きしながら、これまでの施策も検証して検討してまいります。

Q19 1日当たりの売上額はどのように算定すればいいのか。

- A 令和元年又は令和2年の5月及び6月の売上高を、その期間の定休日等を除いた実営業日数で除して、1日あたりの売上高を求めます。
なお、月ごとの売上の把握が困難な場合は、1年間の売上高を、その期間の定休日等を除いた実営業日数で除して求めます。
また、時短要請期間と同日付（5/26～6/8）の期間の売上高で申請したい場合は、当該期間の売上高を、その期間の定休日等を除いた実営業日数で除して求めます。

Q20 前年はコロナで売上減少、前々年も店舗が被災して売上減少していたが、比較する売上額はこの2年間のみか。

- A 災害の影響を受けて、令和元年又は令和2年の5月及び6月の売上高が減少している場合は、罹災証明書等を提出いただくことで、平成30年の売上高で算定することも可能です。

※災害に相当するような特殊事情がある場合は、ご相談ください。

Q21 今回の「高知県営業時間短縮要請協力金」を申請し受給したが、国の「月次支援金」の給付対象となるか。

- A 「高知県営業時間短縮要請協力金」の申請の有無、受給の有無にかかわらず、今回の協力金の支給対象となっている事業者（Q3、Q7参照）は、営業時間の短縮要請を行った期間が含まれる5月分、6月分について、国の「月次支援金」の給付対象外となります。
ただし、4月分は給付対象となり得ますので、支給対象の方は期間内（6/16～8/15）に、国へ申請手続きを行ってください。
なお、申請手続きについては、国のホームページ（「月次支援金」で検索）をご覧くださいとともに、月次支援金の相談窓口（電話番号 0120-211-240）にお問い合わせください。